

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

当市は、東海三県の県境地域に位置し、国道1号・23号、東名阪自動車道・伊勢湾岸自動車道の高速道路、近鉄・JR等の鉄道が集中する地域である。養老山地、伊勢平野、揖斐・長良・木曾川の木曾三川、標高40～100mの多度丘陵、桑名丘陵及び丘陵周辺の段丘面、干拓地等で構成される。また、木曾三川合流地は、古くは9世紀からの、幾つかの集落の周囲を土堤が築かれるようになった輪中地帯、平地は、本市の旧市街地及び城南・深谷の田園地帯と員弁川流域である。市内では、石取祭・上げ馬神事等の行事、大型レジャー施設等を有し、一時的に観光客が増加する。

当市の気候は、全般に温帯な東海型の気候であるが、冬季は、日本海を渡って若狭湾から吹き込んだ季節風が琵琶湖を通り、養老山地と鈴鹿山脈の地峡から伊勢湾に出る強い北西の風となり、「伊吹おろし」が吹く。また、本州の南海上を西進又は北上する台風により、暖かい湿った東南の風が鈴鹿山脈、養老山脈に吹きつけ、雨量が多くなる。

昭和34年に三重県の西側を北上した伊勢湾台風では、暴風や大雨による被害、伊勢湾沿岸の高潮被害をもたらした。伊勢湾台風をはじめ、昭和51年の安八台風、平成12年の東海豪雨、令和元年9月の記録的な大雨による浸水や崩落等、これまで数々の深刻な被害に見舞われた。

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する地域において、揖斐川の流域(赤須賀地区)ならびに員弁川流域にかけて多くの地域で3m～5mを超える浸水が予想されており、特に桑名東インター付近では5m～10mを超えると予想され、交通便の良さから工場が多く立地されていることもあり、浸水被害が想定される。昭和34年に発生した伊勢湾台風では揖斐川流域にある福島地区がほぼ全面浸水し、高潮の影響もあり、三重県内では死者・行方不明者が1,200名以上となり、歴史的な大惨事ともなった。

(地震：桑名市地域防災計画)

当市防災地域計画によると、本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とし、広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震と、地殻上部の活断層を震源とし局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震(養老-桑名-四日市断層帯など)がある。また、プレート境界型地震の場合は、地震後の津波被害の発生にも懸念される。

南海トラフの地震については、震度7程度が今後30年以内に70%～80%程度の確率で発生すると言われている。

(2) 商工業者の状況(総務省「令和2年度経済センサス基礎調査」より抜粋)

- ・商工業者事業所数 5,665社
- ・小規模事業所数 4,815社

**【内訳】**

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	491	419	
	製造業	632	535	
	卸・小売業	1,537	1,306	
	飲食業	590	502	桑名駅前には密集している
	サービス業	2,283	1,941	
	その他	132	112	

**(3) これまでの取組**

## 1) 当市の取組

- ・桑名市地域防災計画、水防計画の策定
- ・桑名市防災マップ（洪水、高潮、津波、土砂災害にかかるハザードマップ）の配布
- ・防災訓練の実施

## 2) 当会の取組

- ・事業継続力強化計画策定セミナー、個別相談会の実施
- ・職員向けの勉強会の実施
- ・テレワーク業務の確立
- ・グループウェア活用による職員間の連絡網の確立
- ・事業者BCPに関する日本商工会議所の施策の周知
- ・被災地（石川県輪島市）へ当所指導員の派遣
- ・三重県中小企業共済協同組合（みえ共済）や各損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・当会が入居している施設が実施する防災訓練への参加
- ・新型コロナウイルスワクチンの集団接種
- ・市内小学校へ手回し水栓からレバー水栓への交換

**II 課題**

- ・緊急時の取組について具体的なマニュアル等がないため、小規模事業者の被災状況などの把握に時間を要すると予測される。
- ・事務所所在地が海に近いので、災害等の被害を受ける可能性がある。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・当市に在住する職員が少ないため、緊急時に職場で対応が可能な人員が不足すると推測する。
- ・保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。
- ・小規模事業者の災害時の事業継続に対する意識が大企業・中小企業と比較して高くない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性周知などの取組促進が必要である。

**III 目標**

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスク、感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・事務所が被災し、会議所運営ができない場合は市内にある桑名三川商工会の事務所を借りて対策本部を設置する。
- ・業務時間内に発生した場合の職員の初動対応をそれぞれが認識する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構

築する。

- ・職場から5 km 圏内に居住する職員を緊急参集担当に任命する。
- ・職場内でBCPに関連する保険・共済の勉強会を開催し、資質向上に努める。
- ・発生後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・感染症発生期においては速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・小規模事業者に災害リスクや減災対策を周知するため、当所内で職員向け勉強会を開催し、地域の災害リスクを把握した上で、当所の事業継続計画を確認し、発災時の影響を軽減するための当所が紹介提供できる損害保険や共済他の備えについても知識を深める。経営指導に携わる者においては、小規模事業者に対する事業者BCPの作成の支援のため、研修の受講や中小企業庁等が発行する策定手引き等にて資質向上に努める。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介や情報提供等を行う。
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・当所のほか、中小企業基盤整備機構、三重県産業支援センターよろず支援拠点とも連携し、実効性の高い事業者BCP策定を支援していく。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更された以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となった。しかし、今なお感染拡大は散発的に発生しているため、マスク、換気、手洗い等の有効性を日ごろから周知していく。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備に設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

## 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和7年事業継続計画を作成（別添）。

## 3) 関係団体等との協力

- ・日本商工会議所と契約、及び当所と覚書を交わす損害保険会社と協力し、様々な事業活動リスクを補償し、災害時にも有効な「早期災害復旧支援サービス」を付帯サービスとして持つ『ビジネス総合保険制度』や役員・従業員が病気やケガによる休業時の所得を補償する『休業補償プラン』の普及・推進を会員事業所向けに行う。
- ・当所と代理所契約を交わす三重県中小企業共済協同組合と協力し、災害により事業用建物が損害を受けた結果、休業となった際に生じた損害を補償する「休業対応応援共済」や役員・従業員が病気やケガによる休業時の所得を補償する「所得補償」の普及・推進を行う。
- ・東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー等を実施する。
- ・関係機関とセミナー等を共催し、広報活動も協力して実施する。
- ・発災時には、平成24年に締結した「災害時における応急生活物資等の調達に関する協定書」に基づき、関係機関と協力して応急対策を実施する。

## 4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時や窓口指導時に、小規模事業者の事業者BCP等（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の取組状況を確認し、必要に応じて助言や専門家の紹介等を行う。
- ・本計画の状況確認や改善点等について、必要に応じて当所、当市及び関係機関と協議する。
- ・国が推進する事業継続力強化計画を策定し、認定を受けた事業所には様々なメリットを感じてもらい、策定の後押しを行う。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（南海トラフ地震の想定最大震度7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一とする。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後職員とその家族の安全確保に努め、本人や自宅を含めた周辺の被災状況の情報収集に努めた後に当所の事業継続計画に記載の方法で当所災害対策本部に各職員が安否報告を行う。その上で、応急対策実施の可否について、専務理事が決定し、当所災害対策本部より連絡・指示を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

- ・感染者が急増した場合には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行うとともにテレワークを導入する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等特別対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、桑名市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

## 2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
当所職員は、当所の事業継続計画に記載の通り、命の危険を感じる状況が収まり、在宅の際には自身とその家族の安全確保の後、警報解除後に出勤し、事務所機能復旧の後、被害の程度により、車・自転車・徒歩等で出来る範囲で被害状況の把握に努める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。  
事務所機能の復旧までは、当所の事業継続計画記載の災害対策本部にて出来る範囲で対応する。
- ・当市と当所と関係機関で協議の上準備した桑名市被害状況報告書にて、大まかな被害状況を確認し、14日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1ヶ月	1日に1回共有する	※なお、緊急の場合はこの限りではない
1ヶ月～2ヶ月	3日に1回共有する	
2ヶ月以降	1週間に1回共有する	

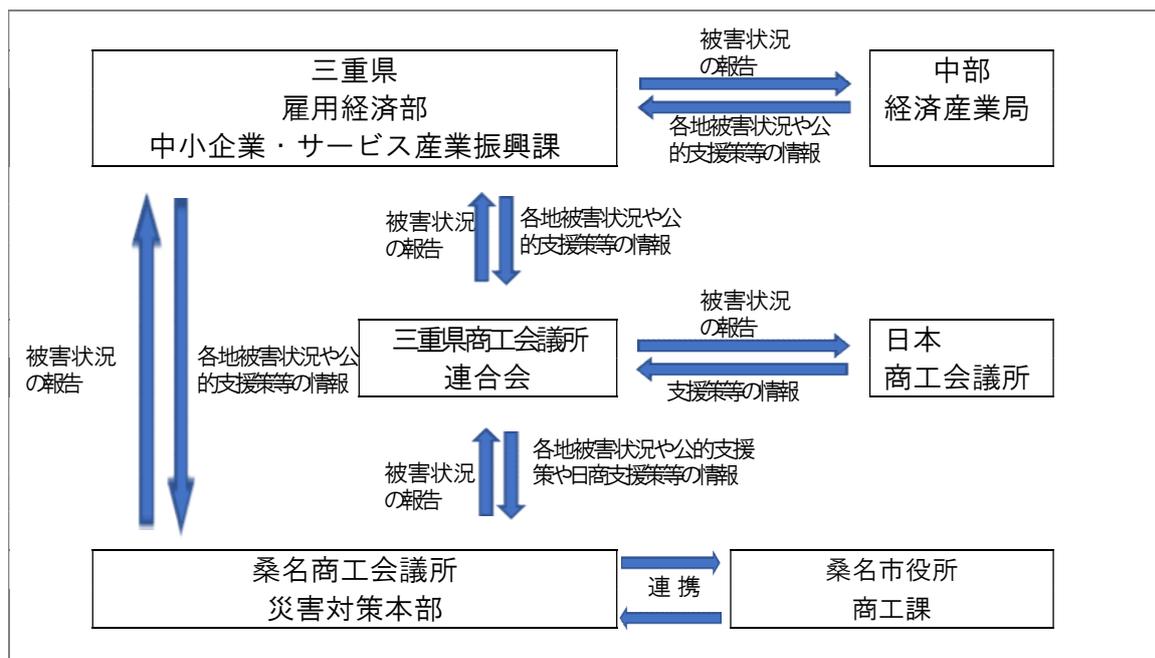
※ 当所は当市に16時に連絡し、報告を行う。

- ・桑名市新型インフルエンザ等行動対策計画をふまえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 > 下図は、連絡ルートの一例

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。  
当所事業継続計画のとおりの方法で当所災害対策本部にて集めた被害情報を当市商工課及び三重県商工会議所連合会へ連絡する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。  
当市は再通電火災を防ぐための注意事項や土砂崩れ危険立入禁止区域など二次被害防止情報をホームページに掲載し案内。各避難所でも可能な限り案内する。

- ・当所と当市が共有した被害情報を基に当所は、被害額を算定して三重県の商工担当部署へ報告（メールまたはFAX）する。
- ・県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。（県から別途指示があった場合は、その指示による。）
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。（初動報告様式は 次ページ 様式第3 を参照）



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法や被災者への周知方法について、桑名市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認し、応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県・市町村等の施策）や損保会社の早期災害復旧支援サービスについて、地区内小規模事業者等へ周知・利用申請支援する。
- ・事業復旧のために必要な不足物の情報を聞き取り、報告し、他地域からの支援を依頼する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国、三重県、桑名市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・国や都道府県・市町村等の補助金や税制優遇などの施策、日本政策金融公庫や三重県信用保証協会などの金融支援策など有効な被災事業者施策が発表され、受入れ体制が整い次第、各避難所や相談窓口等の掲示板などを利用して地区内小規模事業者等へ周知し、取り次ぎ申請支援を行う。
- ・被害情報を基に経営指導員・経営支援員・共済保険担当者を中心に窓口や電話、被害状況を見て可能であれば訪問にて上記支援策の説明や保険関係会社や県共済への取り次ぎなどの個別支援を行う。

- 他地域からの事業復旧のために必要な不足物（遊休機械等）の支援の取り次ぎを行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県、桑名市、日本商工会議所等に相談する。
- 地区内の事業所の復旧情報を当所ホームページに掲載し、他地域へ復旧をアピールする。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

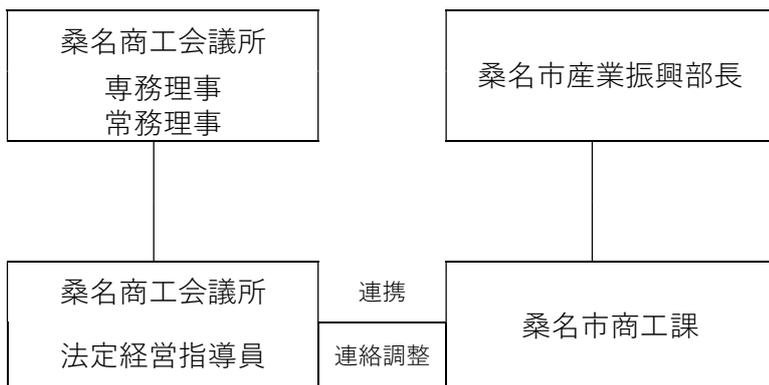
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

( R 6 年 1 1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 板倉 昭典(桑名商工会議所) 連絡先は後述(3)①(イ)参照  
経営指導員 柳川 正行(桑名商工会議所) ”

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

(ア) 桑名三川商工会 多度本所

〒511-0106 三重県桑名市多度町多度 871 番地 11  
TEL : 0594-48-2627 / FAX : 0594-48-4884  
email : kuwana.sansen@ccnetmie.ne.jp

(イ) 桑名商工会議所

〒511-8577 三重県桑名市桑栄町1-1 サンファーレ南館2階  
TEL : 0594-22-5155 / FAX : 0594-21-5156  
email : info@kuwanacci.or.jp

②関係市町

桑名市役所 商工課

〒511-8601 三重県桑名市中央町 2-37

TEL : 0594-24-1199 / FAX : 0594-24-1140

email : shokom@city.kuwana.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・専門家派遣	50	50	50	50	50
・セミナー開催 日	50	50	50	50	50
・防災、感染症 対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、桑名市補助金、日商補助金、事業収入 等  
セミナー開催については桑名三川商工会と共催で実施する。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	